

献呈の辞

著者	櫻井 利夫, 尾島 茂樹
著者別名	Sakurai, Toshio Ojima, Shigeki
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa Law Review
巻	53
号	2
ページ	1-5
発行年	2011-03-07
URL	http://hdl.handle.net/2297/27668

献呈の辞

楠根重和教授、新正幸教授、畑安次教授、細川俊彦教授は、本年、平成二十三年三月をもって定年により金沢大学をご退職されることになりました。私たち、人間社会研究域法学系、及び大学院法務研究科教員一同は、衷心よりこれを祝し、先生方の長年にわたる教育研究・学内行政への情熱ある献身とご業績に対し、敬意を表します。

楠根重和教授は、昭和四四年、京都府立大学文家政学部をご卒業になり、続いて大阪市立大学大学院文学研究科修士課程に進学され、昭和四七年に同修士課程を中途退学し、昭和四九年に大阪外国語大学大学院外国語研究科修士課程に改めて入学し、昭和五二年に同課程を修了されました。その直後、昭和五三年四月に、金沢大学教養部にドイツ語担当助教として着任され、平成四年六月、同教授となりました。四年後の平成八年四月、同教養部の共通教育機構への改組にともない、金沢大学法学部に新設された公共システム学科公共政策専攻国際コミュニケーション論担当の教授に迎えられました。

教養部とその改組後の共通教育機構を通じて、一貫して楠根教授は大変に個性的で熱意のこもった優れたドイツ語教育を行われ、本格的なドイツ語力を身につけた多数の門下生を送り出されました。国際コミュニケーション論の分野でも、多大な情熱をもって多くの学生を惹きつける教育を行われました。また楠根教授の研究分野の双璧をなすと言っても過言ではないドイツ文学と国際コミュニケーション論の分野では、多くの独創的な優れた研究業績を残されています。さらに楠根教授は、卓越したドイツ語力を生かされて、金沢大学とジーン大学やレーゲンスブルク大学等ドイツの大学との大学間交流協定の締結に主導的な役割を果たされました。この点で教授が果たされた業績は、長く記憶にとどめられるものと信じます。さらに楠根教授は、大学の枠を超えた形で広

く日本とドイツの文化交流にも熱心に携わっておられ、この面での功績も特筆に値するといつて過言ではありません。

新正幸教授は、昭和四三年、信州大学文理学部社会科学科を卒業になり、直ちに東北大学大学院法学研究科修士課程に進学されました。昭和四五年、同課程を修了され、いったん東北大学大学院研究生となりましたが、同年一二月には、福島大学経済学部助手として着任され、その後、同講師、同助教授、組織改革により、福島大学行政社会学部助教授、教授を経て、平成七年には、関東学園大学法学部教授となりました。金沢大学には、平成一四年、法学部教授として着任され、大学院法務研究科の設置にあたっては、文部科学省大学設置・学校法人審議会教員審査において「判定P可」を受けられています。平成一六年の大学院法務研究科設置後は、「憲法演習」「公法総合演習」の担当教員として、学生の指導にあたってこられました。

新教授は、「憲法訴訟論」の分野では学界の第一人者と呼ぶにふさわしく、ご著書『憲法訴訟論』はその集大成といえます。新教授は、その後も精力的に研究を継続され、『憲法訴訟論』は第二版が刊行されるに至っています。さらには、ケルゼンの権利論の研究など、新教授の研究の広さ、深さには、研究者として敬意を表さずにはいられません。また、学生指導の面でも、新教授は、非常に熱心に学生を指導され、新教授の導きにより憲法学の奥深さに目を開かされた学生は、枚挙にいとまがありません。

畑安次教授は、昭和四三年同志社大学法学部法律学科を卒業になり、直ちに同志社大学大学院法学研究科公法学専攻修士課程に進学され、昭和四五年、同課程を修了されました。その後、昭和四九年に金沢大学教養部に助教として着任され、平成三年、同教授となられ、平成七年には教養部長・評議員の要職に就かれました。そ

して、平成八年の教養部改組にともない法学部教授となられ、平成九年には法学部法学科長、平成一〇年には教養教育機構長・評議員、平成一一年には学長補佐、平成一二年には副学長として困難な時期の大学運営にあたられました。そして、平成一六年には、新しく設置された大学院法務研究科の初代研究科長・評議員に就任され、発足間もない法務研究科の舵取りをされました。大学院法務研究科の設置にあたっては、文部科学省大学設置・学校法人審議会教員審査において「判定P可」を受けられています。平成一六年の大学院法務研究科設置後は、「公法I」の担当教員として、学生の指導にあたられ、また、従来どおり、法学部・法学類において「憲法」「憲法演習」等の授業を担当されてきました。

畑教授のご業績の中で特筆すべきは、右に述べたような学内行政へのご尽力です。とくに教養部改組の際の教養部長として、その教員の学部への分属をはじめ、多くの困難な課題に直面されながら、みごとにその処理を成し遂げられました。そのような行政手腕は、教養教育機構長、学長補佐、副学長としてもいかなく発揮されたといえます。そして、法務研究科が現在の姿を保つのは、初代研究科長の業績に負うところが大きいといえます。また、学生指導の面では、畑教授のゆっくりとした一言ひとこと噛みしめるような講義の言葉の中から、学生は憲法の基礎を学んでいきました。

細川俊彦教授は、昭和四三年、東京大学法学部をご卒業になりました。その前年、大学在学中の昭和四二年には、司法試験に合格されており、大学ご卒業後、直ちに司法修習生となりました。昭和四五年、司法修習を終えられると、検事に任官され、東京地方検察庁、山形地方検察庁で捜査・公判担当検事として活躍になりました。その後は、札幌法務局訟務部付検事、法務省訟務局付検事、大阪法務局訟務部付検事を歴任され、訟務検事の道を歩まれました。その間、昭和五〇年にアメリカ合衆国ワシントン大学ロースクールに留学され、昭和五二

年にL・Mを取得されています。昭和五六年には、検事を退官され、大阪弁護士会にて弁護士登録をされ、昭和六〇年に富山県弁護士会に登録替えをされ、弁護士として活躍されました。平成一二年、金沢大学法学部に行政法担当の教授としてお迎えすることになりました。その際、当時、金沢大学は国立大学であり、その教官は国家公務員であり、国家公務員は弁護士との兼業が禁止されていましたので、弁護士登録を抹消し、着任されました。文字通り、「専任」教授として教鞭をとられることになったわけです。大学院法務研究科の設置にあたっては、文部科学省大学設置・学校法人審議会教員審査において「判定P可」を受けられています。平成一六年の大学院法務研究科設置後は、「公法Ⅱ」「行政法演習」、「公法総合演習」の担当教員として、学生の指導にあたられるとともに、同時に行われた国立大学法人化により弁護士登録が可能になったのにともない、再度、富山県弁護士会に登録され、弁護士としても活躍されました。

細川教授は、法務研究科では「実務家教員」というお立場で教鞭をとられました。他方、法学部教授として赴任された平成一二年当時は、「実務家」「研究者」といった区別がありませんでしたので、通常の教官として赴任していただきました。当時は、法科大学院構想が語られはじめた時期ではありましたが、法曹経験者が国立大学の教官となる例はあまり多くない頃でもあり、現在の「実務家教員」の草分け的存在であったといえるでしょう。法務研究科においては、法学部教官を経験した実務家教員として、大所高所から重要なご発言をいただきました。法務研究科発足後は、弁護士と大学教員という「二足のわらじ」を履かれたこととなります。学生指導の際には、実務家の経験を最大限に生かした理論と実務の架橋を行う講義をされました。その内容は高度で、持ち前のバイタリティから、実務家と大学教員の両者の役割を十分に果たされてきたといえます。

金沢大学が全学で学部を廃止し、学域・学類制に移行して、まだまもない時期です。また少子化による一八歳

人口の減少、国の財政悪化による運営費交付金削減など、国立大学法人は、数々の困難な問題に直面しているといえます。このような時代にこそ、ご定年を迎えられる四先生の教育・研究・学内行政におけるご指導が重要ですが、ご定年はいかんともしがたいことです。

楠根重和教授、新正幸教授、畑安次教授、細川俊彦教授のますますのご健勝とご活躍を祈念しつつ、ここに「金沢法学」を献呈させていただきます。

二〇一一年二月

金沢大学人間社会研究域法学系長

櫻井 利夫

金沢大学大学院法務研究科長

尾 島 茂 樹